

第4次寝屋川市地域福祉計画【概要版】

1 計画策定の趣旨

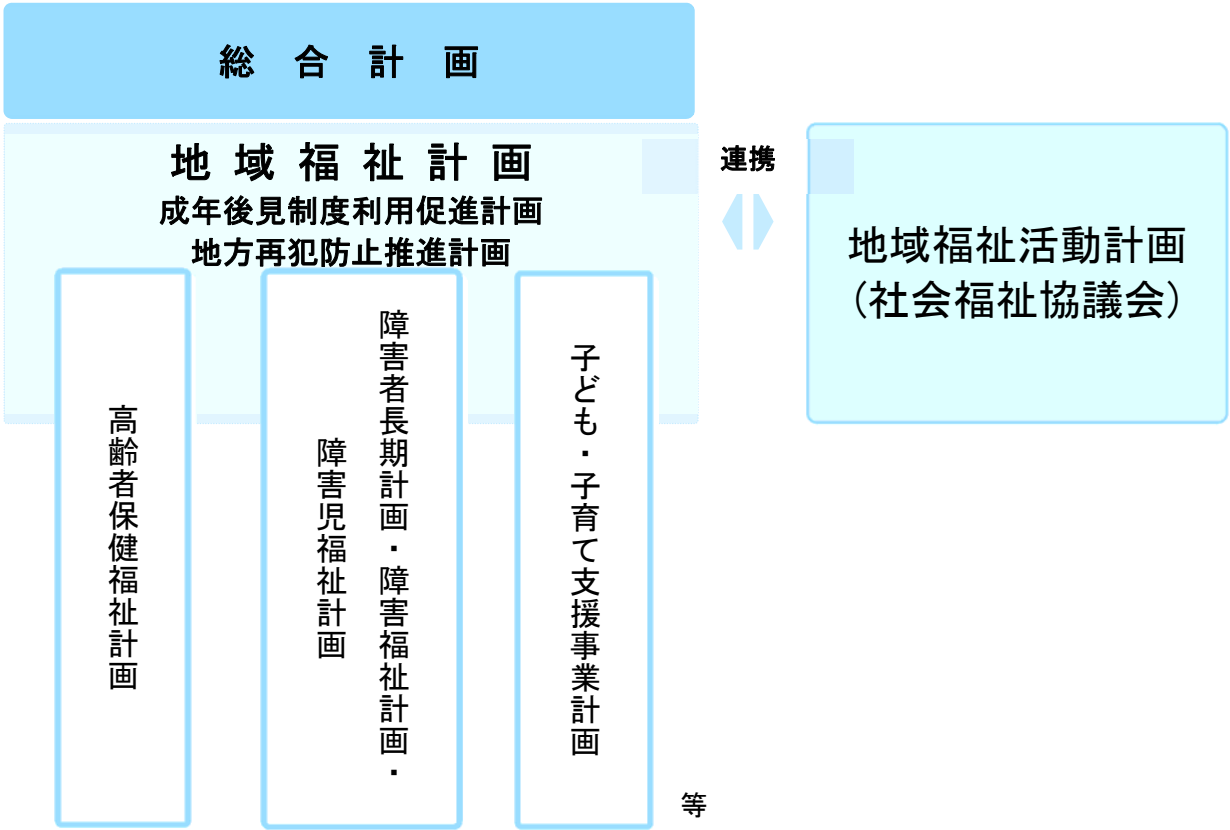
国において、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化・複合化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を進めています。

この度、第3次計画の期間が満了することから、これまでの取組の進捗や、国・府などの動向を踏まえ、今後ますます複雑化・複合化していく福祉課題に適切に対応するため、「第4次寝屋川市地域福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付けについて

地域福祉計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する計画であり、市の地域福祉を推進するための理念と実現のための仕組みを示すものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく計画と位置付けます。また、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されます。



3 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念

本市では、子どもからシルバー世代まで、あらゆる年代の市民の地域福祉の意識醸成を図り、地域の人々が、助け合いの心でつながり、市民自らが地域共生社会の実現を推進していくことができるよう、この計画の基本理念を『地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実』とします。

[基本理念]
地域共生社会の実現に向けた 仕組みの充実

5 計画の体系

[基本理念] [施策の方向性] [重点取組]

